



令和 元年10月 発生事故

● 加害事故 1件 千代田運輸(株) 10/26(土) 0:05 頃発生
首都高速湾岸線の第一車線を走行中、右後方の安全不確認のまま、右側車線に進路変更を開始したため、したため、右側車線を走行中の軽自動車に接触したものと。



早めのライト点灯で事故防止

「魔の時間帯」の事故防止

夕方から夜間にかけての時間帯(16時~20時)は、事故が多発する傾向にあります。そのため、「魔の時間帯」とも呼ばれます。

魔の時間帯に事故が多発する原因として、周囲の視界が徐々に悪くなることから、歩行者等の発見が遅れたり、対向車との距離や速度が分かりにくくなる事が挙げられます。

しかしながら、ドライバーの中には、周囲が見えづらくなっても前照灯を点灯せず、前方が見えなくなって、はじめて点灯するケースが見られます。この時期は、16時にはライトを点灯しましょう。



渋滞中の「よくある事故」を防ごう！

● 渋滞中の急ぎの心理を抑える

渋滞に巻き込まれると、早く目的地に着きたいという気持ちから「急ぎの心理」に陥りやすい。急いでいる自分を客観視して、渋滞に巻き込まれたのであれば仕方がないと、気持ちをコントロールしよう。

● 運転以外のことに注意を奪われない

渋滞のため停止していると、つい書類を見たりスマホを操作するなど、運転以外のことに注意を奪われ、事故の要因を作ってしまう。「渋滞＝危険」であることを意識し、運転に集中しよう。

● 渋滞中は隣の車の動きにつられない

渋滞に巻き込まれ、車が停止すると前方に対する注意が低下し、漫然と周囲を眺めてしまうことがあります。

このとき、隣車線の車が動き出したのを見て、自車線の車も動き出したと思込み、前車の動きを確認せずに発進すると、停止している前車に追突する危険があります。

隣車線の動きにつられず、自分の目で前方の安全確認を行う事が大切です。



▲ 渋滞で停止中、隣車線の車の動きにつられ、確認せずに発進すると前車に追突する危険がある。

「ながら運転」で交通の危険を生じさせた場合 →→

12月1日に施行される道路交通法改正の背景は、スマホ等の普及に伴い、自動車等を運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向にあり、死亡事故率も昨年は約2.1倍となったことから、悲惨な交通事故を防止するため、罰則の強化を行うこととなったものです。右に表示したとおり、反則金の適用はなくなり、全て「刑事罰」が科せられることとなります。「ながら運転」は厳禁です。

令和元年10月の優良ドライバー（表彰開始）

ドライブレコーダー評価点数「トップ5」		※ 同点数の場合は、走行距離が長い方を上位とします。
1位 (有) 丸天 落合哲也さん (81点)		
2位 (株)四国ロジック 篠原厚司さん (78点)		※ 月間の走行距離が1,000km以上の乗務員を対象とします。
3位 ヨシアース(株) 田口弘二さん (76点)		
4位 ヨシアース(株) 井上吉春さん (76点)		※ 5位までのドライバーの方々には記念品が贈呈されます。
5位 ヨシアース(株) 船橋昭一さん (75点)		

私の交通安全

千代田運輸 株式会社 高橋 明司 さん(商品車物流部)



- Q 安全運転の心構えを教えてください。
A 絶対に事故を起こさないという信念を持って、しつこい位、安全確認を徹底しています。
- Q 趣味を教えてください。
A 庭いじりです。柘植やヒバの姿、形を整えながら成長を楽しみに眺めている時間は充実しています。
- Q 得意なスポーツは何ですか。
A サッカーです。中学時代、友人と3人で発起人となり、生徒会に働きかけて、サッカー部を立ち上げました。とてもいい思い出になっています。
- Q ご自分の長所・短所等、性格を自己分析してください。
A 自分で言うのも気が引けますが几帳面で、怒った事もないので温厚だと思います。短所は集中しすぎて、時々周りが見えなくなる事ですね。
- Q 最近嬉しかった事又は悲しかった事等はありましたか。
A 今月から長女が2年間の海外留学に行く事になり、とても寂しいです。
- Q 最後に、乗務員(社員)に対して、ひと言お願いします。
A 「絶対に事故を起こさないぞ」という強い気持ちで日々運転して下さい。

あおり運転を誘発する行為をしていませんか？

あおり運転は絶対に行ってはいけません。しかし、何気なく行っている「急な進路変更・合図なしの進路変更」「車間距離を詰める」などの行為が、「割り込まれた」「後方からあおられた」など、他車のイライラを高め、あおり運転を誘発するおそれがあります。

あおり運転を誘発しないためには、進路変更は変更する3秒前に合図を出し、余裕を持って行いましょう。

また、ルームミラーに映る後続車は、車1台分の車間距離を取っていても、威圧的に感じることがあるので、3秒間の車間距離を保ちましょう。特に威圧感のあるトラックを運転する場合は十分に注意しましょう。そもそも無駄な車線変更は、しないことが一番です。

他車(人)に対して、思いやり・譲り合いの気持ちで運転しましょう。



「ながら運転」の罰則が強化(12/1 施行)

自動車運転中のスマホ・携帯電話等の使用・注視、いわゆる「ながら運転」の罰則が本年12月1日から強化されます。

● 大型車を運転中に「通話や画像注視」をした場合、【6月以下の懲役または、10万円以下の罰金】・反則金2万5千円、違反点数3点となります。更には「ながら運転」により、交通の危険を生じさせた場合は、下記のとおり改正され、厳しい罰則が科せられることとなります。

改正後(大型車)

「ながら運転」で交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役
または
30万円以下の罰金
直ちに刑事手続きへ
違反点数**6**点

現行(大型車)

罰則:3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金
反則金:1万2千円
違反点数:2点

携帯電話使用等(交通の危険)
①通話(保持) ②画像注視(保持) ③画像注視(非保持)
することによって交通の危険を生じさせる行為

編集後記

台風15号に続き、先月の19号も、各地で甚大な被害を及ぼし、未だに復旧していない場所も数多くあります。「備えあれば憂いなし」とは言うものの、「備え」きれない場面もあることを痛感しました。しかしながら、できる限りの「備え」は必要不可欠です。運転も常に事故防止に「備え」ましょう。